



2026年3月26日

各 位

インフラファンド発行者名
 エネクス・インフラ投資法人
 代表者名 執行役員 松塚 啓一
 (コード番号 9286)

管理会社名
 エネクス・アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松塚 啓一
 問合せ先 取締役兼財務経理部長 佐藤 貴一
 TEL: 03-4233-8330

国内インフラ資産等の取得に関するお知らせ

エネクス・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるエネクス・アセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、本投資法人の運用資産である「高崎太陽光発電所 A」及び「高崎太陽光発電所 B」について、従前地上権の設定を受けていた土地（以下「取得予定資産」といいます。）を取得することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の概要

物件番号 (注 1)	物件名称	所在地(注 2)	取得予定価格 (百万円) (注 3)
S-10	高崎太陽光発電所 A (土地追加取得)	群馬県高崎市	358
S-11	高崎太陽光発電所 B (土地追加取得)	群馬県高崎市	1,131
合計 (2 物件)			1,489

(注 1) 「物件番号」は、太陽光発電設備等については S と分類し番号を付しています。以下同じです。

(注 2) 「所在地」は、取得予定資産に係る土地（複数ある場合にはそのうちの一つの登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、いずれも市町村までの記載をしています。以下同じです。

(注 3) 「取得予定価格」は、取得予定資産に係る不動産売買契約書に定める売買金額（取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。）を記載しています。以下同じです。

- (1) 取得決定日 : 2026年3月26日
- (2) 売買契約締結日 : 2026年3月31日
- (3) 代金支払日及び取得予定日 : 2026年3月31日
- (4) 取得先 : 後記「3. 取得先の概要」をご参照ください。
- (5) 取得資金 : 本投資法人の手元資金及び借入金
- (6) 決済方法 : 取得予定日に全額支払
- (7) 媒介の有無 : 無

(注) 本日付で公表の「コミットメントラインに基づく資金の借入れに関するお知らせ」に記載のとおり、当該お知らせに記載のコミットメントラインに基づく借入金が取得予定資産の取得資金の一部等に充当される予定ですが、本日付「貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結及び既存借入金の一部の返済期限延長のための個別貸付契約変更覚書の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、貸付基本合意書の変更に伴い取り崩すこととなる貸付弁済積立金によって当該コミットメントラインに基づく借入れを 2026年5月29日に返済する予定であり、結果として、当該貸付弁済積立金が取得予定資産の取得資金の一部等に充当されることとなります。



2. 取得予定資産の内容

(1) 取得予定資産の概要

以下の表は、本投資法人の取得予定資産の概要を表にまとめたものです（以下「個別物件表」といいます）。個別物件表に記載されている各種用語については、以下をご参照ください。

なお、個別物件表は、別途注記等をする場合を除き、いずれも2026年2月末日現在における情報に基づいて記載しています。

(イ) 「分類」欄について

- 「分類」は、再生可能エネルギー源に基づく再生可能エネルギー発電設備等の分類を記載しています。

(ロ) 「資産の概要」欄の記載について

- 「信託受託者」は、取得予定資産について、信託受託者となる予定の者を記載しています。
- 「信託期間満了日」は、取得予定資産について、取得予定日に効力を有する予定の信託契約所定の信託期間の満了日を記載しています。
- 「土地の鑑定評価額」は、一般財団法人日本不動産研究所が作成した鑑定評価書記載の土地の鑑定評価額を記載しています。鑑定評価額は、現在及び将来における当該鑑定評価額による土地の売買の可能性を保証又は約束するものではありません。なお、不動産鑑定評価を行った株式会社一般財団法人日本不動産研究所と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。
- 土地の「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- 土地の「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第7条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第7条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」とそれぞれ記載しています。
- 土地の「面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- 土地の「権利形態」は、取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が取得する予定の権利の種類を記載しています。
- 「担保設定の有無」は、取得予定資産につき、本投資法人が取得後に負担することが予定されている担保の有無を記載しています。
- 「オペレーター」及び「O&M業者」は、高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所Bのオペレーター及びO&M業者を記載しています。
- 「特記事項」の記載については、原則として、2026年2月末日現在の情報をもとに、資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

(2) 取得の理由

取得予定資産は、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に適合した再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産です。取得予定資産の取得は、地代負担の軽減及び高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所Bの資産価値向上を図るものです。



物件番号	S-10	物件名称	高崎太陽光発電所A（土地追加取得）		分類	太陽光発電設備等
資産の概要						
特定資産の種類	信託受益権					
信託財産	土地所有権（注1）					
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	信託期間満了日			2038年12月31日（注2）	
取得予定日	2026年3月31日	再生可能エネルギー発電設備の種類		太陽光発電設備等		
取得予定価格	358,000,000円	土地	地番	1113番5他		
土地の鑑定評価額（価格時点）	366,000,000円 （2026年1月31日）		用途地域	非線引都市計画区域及び市街化調整区域		
所在地	群馬県高崎市吉井町下奥平字小根		面積	158,844㎡（注3）		
担保設定の有無	有		権利形態	所有権		
オペレーター	エネクス電力株式会社	O&M業者		MAETEL CONSTRUCTION JAPAN株式会社		

リスク管理方針への適合状況

本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に関するリスク）については、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施するとともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。

本物件の公共的性質（注6）

- ・ 枯渇の懸念がない再生可能エネルギーを普及させることにより、我が国のエネルギー自給率を向上させ、エネルギー安全保障及び持続可能な社会の実現に貢献します。
- ・ CO₂（二酸化炭素）を排出しない安全性の高い再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化等の環境問題の改善及び地方創生に貢献します。

特記事項

・ 本物件の隣地との境界について、一部を除き境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の現所有者との関係及び当該敷地に設置されている太陽光発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案すると隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性は低いと判断しています。なお、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は生じていません。

- (注1) 取得予定資産には、地権者たる法人又は個人を地上権設定者、信託受託者を地上権者とする地上権が設定されています（詳細は、2023年1月26日付「国内インフラ資産の取得及び賃借に関するお知らせ」記載の地上権設定契約の概要①及び②をご参照ください。以下、本項目において「本地上権」といいます。）。本投資法人による取得予定資産の取得後に取得予定資産を信託受託者に対して追加信託することに伴い、本地上権は混同により消滅することになります。
- (注2) 本投資法人は、2026年3月31日付で、本物件に係る信託契約を変更し、信託期間満了日は2032年12月31日から2038年12月31日に延長することを予定しており、かかる延長後の信託期間満了日を記載しています。
- (注3) 高崎太陽光発電所Aに係る発電事業用地（261,619㎡）（注4）（注5）については、信託受託者が土地所有権を有する土地のほか、信託受託者を地上権又は借地権者とする土地が含まれますが、これらのうち、地上権の対象となっている土地以外の土地については地権者（個人等）との土地賃貸借が継続します
- (注4) 発電所事業用地の一部に係る分筆登記が完了したため、発電設備の設置場所の地番の追加及び事業区域の面積の変更に係る変更認定等の申請に関する手続きを進めているところであり、変更認定等取得後の面積を記載しています。
- (注5) 隣接地等の一部に自管線の敷設等を目的とした地上権、地役権及び道路占用許可等が設定又は取得されており、また、同目的で隣接地等の一部の所有権を取得していますが、当該土地の面積は含んでいません。
- (注6) 高崎太陽光発電所A（土地追加取得）については、太陽光発電設備が取得対象に含まれていないため、高崎太陽光発電所Aに関する事項を記載しています。
- (注7) 上記以外の高崎太陽光発電所Aの概要及び取得予定資産取得前の高崎太陽光発電所Aの概要については、2023年1月26日付「国内インフラ資産の取得及び賃借に関するお知らせ」をご参照ください。



物件番号	S-11	物件名称	高崎太陽光発電所B (土地追加取得)	分類	太陽光発電設備等
資産の概要					
特定資産の種類	信託受益権				
信託財産	土地所有権 (注1)				
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	信託期間満了日	2038年12月31日		
取得予定日	2026年3月31日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備等		
取得予定価格	1,131,000,000円	土地	地番	1308番1他	
土地の鑑定評価額 (価格時点)	1,140,000,000円 (2026年1月31日)		用途地域	非線引都市計画区域及び工業専用地域	
所在地	群馬県高崎市吉井町岩崎字足沢松原		面積	476,049㎡ (注3)	
			権利形態	所有権	
担保設定の有無	有				
オペレーター	エネクス電力株式会社	O&M業者	MAETEL CONSTRUCTION JAPAN株式会社		

リスク管理方針への適合状況

本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスク（利益相反に関するリスク）については、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施するとともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。

本物件の公共的性質 (注4)

- ・ 枯渇の懸念がない再生可能エネルギーを普及させることにより、我が国のエネルギー自給率を向上させ、エネルギー安全保障及び持続可能な社会の実現に貢献します。
- ・ CO₂（二酸化炭素）を排出しない安全性の高い再生可能エネルギーの導入により、地球温暖化等の環境問題の改善及び地方創生に貢献します。

特記事項

・ 本物件の隣地との境界について、一部を除き境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の現所有者との関係及び当該敷地に設置されている太陽光発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案すると隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性は低いと判断しています。なお、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は生じていません。

- (注1) 取得予定資産に、地権者たる法人又は個人を地上権設定者、信託受託者を地上権者とする地上権が設定されています（詳細は、2023年6月15日付「国内インフラ資産の取得及び賃借に関するお知らせ」記載の地上権設定契約の概要①及び②をご参照ください。以下、本項目において「本地上権」といいます。）。本投資法人による取得予定資産の取得後に取得予定資産を信託受託者に対して追加信託することに伴い、当該地上権の一部を承役地、高崎太陽光発電所Aの接続用地を要役地とする地役権が設定されている地役権が設定されている箇所を除き、本地上権は混同により消滅することになります。
- (注2) 本投資法人は、2026年3月31日付で、本物件に係る信託契約を変更し、信託期間満了日は2033年6月30日から2038年12月31日に延長することを予定しており、かかる延長後の信託期間満了日を記載しています。【EAM→MH様0319：修正しております。】
- (注3) 高崎太陽光発電所Bに係る発電事業用地（530,229㎡）(注4)(注5)については、信託受託者を地上権又は借地権者とする土地により構成されますが、地上権の対象とされている土地以外の土地については地権者（個人等）との土地賃貸借が継続します。
- (注4) 発電所事業用地の一部に係る分筆登記が完了したため、発電設備の設置場所の地番の追加及び除外並びに事業区域の面積の変更に係る変更認定等の申請に関する手続きを進めているところであり、変更認定等取得後の面積を記載しています。
- (注5) 隣接地等の一部に自管線の敷設等を目的とした地上権、地役権及び道路占用許可等が設定又は取得されていますが、当該土地の面積は含んでいません。
- (注6) 高崎太陽光発電所B（土地追加取得）については、太陽光発電設備が取得対象に含まれていないため、高崎太陽光発電所Bに関する事項を記載しています。
- (注7) 上記以外の高崎太陽光発電所Bの概要及び取得予定資産取得前の高崎太陽光発電所Bの概要については、2023年6月15日付「国内インフラ資産の取得及び賃借に関するお知らせ」をご参照ください。



(3) 担保提供の状況

本日付発表の「貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結及び既存借入金の一部の返済期限延長のための個別貸付契約変更覚書の締結に関するお知らせ」に記載の個別貸付契約変更覚書の締結と同時に、本投資法人の既存貸付人（2025年1月31日に設定されたコミットメントライン契約の貸付人である三井住友信託銀行株式会社を除きます。）が担保権を有している担保対象（以下「既存担保対象」といいます。）の全てにつき、一旦、既存担保対象に設定された全ての担保権（以下「既存担保権」といいます。）を解除した上で、かかる既存担保権の解除と同日付で、既存担保対象及び取得予定資産を担保対象とし、既存貸付人及び本コミットメントライン契約（当該お知らせに記載の本コミットメントライン契約をいいます。以下同じです。）の貸付人である三井住友信託銀行株式会社を共同の担保権者とし、かつ、既存担保権に係る被担保債権とともに、本コミットメントライン契約の貸付人である三井住友信託銀行株式会社が本投資法人に対して現在及び将来有する、本コミットメントライン契約及びこれに関する契約に基づく一切の債権（貸金返還請求権を含む。）等を被担保債権とする、既存貸付人と同順位の根担保権及び契約上の地位譲渡予約に係る予約完結権が設定される予定です。個別貸付契約変更覚書契約の締結の詳細は本日付「貸付基本合意書の変更に伴うコミットメントライン契約の締結及び既存借入金の一部の返済期限延長のための個別貸付契約変更覚書の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本投資法人は取得予定資産の取得にあたり、本日付発表の「コミットメントラインに基づく資金の借入れに関するお知らせ」に記載の新規借入れを行う予定です。かかる借入れについては、2025年1月31日付で、担保権者である三井住友信託銀行株式会社が本投資法人に対して現在及び将来有する、当該コミットメントライン及びこれに関する契約に基づく一切の債権（貸金返還請求権を含む。）を被担保債権として、当該コミットメントラインの元利金支払口座に係る、本投資法人の三井住友信託銀行株式会社に対する現在及び将来の一切の預金債権並びにこれに係る利息債権に対する第一順位の根質権が設定されています。

(4) オペレーターの概要

高崎太陽光発電所 A 及び高崎太陽光発電所 B のオペレーターは、エネクス電力株式会社であり、その概要は以下のとおりです。

名 称	エネクス電力株式会社
所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番地 5 号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 大滝 博明
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業用電力及び蒸気の生産、供給、販売 ・ 電気事業者向け電力の生産、供給、販売 ・ 産業用発電システムの効率化のための動力源ネットワークの構築及び運用 ・ 再生可能エネルギーの生産、供給、販売 ・ 再生可能エネルギー発電設備の運営保守業務の受託
資 本 金	100 百万円（注）
設 立 年 月 日	2002年8月
大 株 主 及 び 持 株 比 率	伊藤忠エネクス株式会社 100%
本投資法人・本管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	本投資法人との間には記載すべき資本関係はありません。また、当該会社は、本管理会社の親会社の子会社（出資比率 100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人 的 関 係	本投資法人とオペレーターとの間には、人的関係はありません。
取 引 関 係	本投資法人は、取得済資産について、発電設備等の賃借人及びオペレーターとの三者間でオペレーター業務委託契約を締結しています。また、本投資法人は、取得予定資産についても、発電設備等の賃借人及びオペレーターとの三者間でオペレーター業務委託契約を締結しています。また、本管理会社とオペレーターとの間には記載すべき取引関係はありません。



関連当事者等への該当状況	オペレーターは、本投資法人・本管理会社の関連当事者に該当します。また、当該会社は投信法に定める利害関係人等及び本管理会社の利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当します。
--------------	--

(注) 2024年3月31日現在の数値です。

3. 取得先の概要

高崎太陽光発電所 A (土地追加取得)

名称	非開示 (注)
所在地	非開示 (注)
代表者の役職・氏名	非開示 (注)
事業内容	非開示 (注)
資本金	非開示 (注)
設立年月日	非開示 (注)
純資産	非開示 (注)
総資産	非開示 (注)
大株主及び持株比率	非開示 (注)

本投資法人・本管理会社と売主の関係

資本関係	本投資法人・本管理会社と取得先の間には、資本関係はありません。
人的関係	本投資法人・本管理会社と取得先の間には、人的関係はありません。
取引関係	本投資法人・本管理会社と取得先の間には、取引関係はありません。
関連当事者等への該当状況	取得先は、本投資法人・本管理会社の関連当事者に該当しません。また、取得先は本管理会社の利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当しません。

(注) 取得先より開示の同意が得られていないため、非開示とします。なお、資産の取得先は、国内の一般事業会社です。

高崎太陽光発電所 B (土地追加取得)

名称	非開示 (注)
所在地	非開示 (注)
代表者の役職・氏名	非開示 (注)
事業内容	非開示 (注)
資本金	非開示 (注)
設立年月日	非開示 (注)
純資産	非開示 (注)
総資産	非開示 (注)
大株主及び持株比率	非開示 (注)

本投資法人・本管理会社と売主の関係

資本関係	本投資法人・本管理会社と取得先の間には、資本関係はありません。
人的関係	本投資法人・本管理会社と取得先の間には、人的関係はありません。
取引関係	本投資法人・本管理会社と取得先の間には、取引関係はありません。
関連当事者等への該当状況	取得先は、本投資法人・本管理会社の関連当事者に該当しません。また、取得先は本管理会社の利害関係者取引規則に定める利害関係者に該当しません。

(注) 取得先より開示の同意が得られていないため、非開示とします。なお、資産の取得先は、国内の一般事業会社です。

4. 資産取得者等の状況

S-10 高崎太陽光発電所 A (土地追加取得)

	前所有者
会社名	特別な利害関係にある者以外
特別な利害関係にある者との関係	—
取得経緯・理由等	—
取得価格	— (注)
取得時期	2026年3月31日

(注) 土地については、特別な利害関係にある者以外からの取得である為、前所有者の取得価格の記載を省略しています。



S-11 高崎太陽光発電所 B (土地追加取得)

	前所有者
会社名	特別な利害関係にある者以外
特別な利害関係にある者との関係	—
取得経緯・理由等	—
取得価格	— (注)
取得時期	2026年3月31日

(注) 土地については、特別な利害関係にある者以外からの取得である為、前所有者の取得価格の記載を省略しています。

5. 利害関係人等との取引

取得予定資産のうち、土地に関する取得先は、投信法上の利害関係人等に該当せず、かつ利害関係者取引規則上の利害関係者に該当しません。

6. 今後の見通し

取得予定資産の取得が2026年5月期（2025年12月1日～2026年5月31日）及び2026年11月期（2026年6月1日～2026年11月30日）の本投資法人の運用状況の予想に与える影響は軽微であり、予想の変更はありません。

7. 評価書類の概要

(1) 不動産鑑定評価書の概要

本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律並びに国土交通省の定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、一般財団法人日本不動産研究所に取得予定資産の土地の鑑定評価を委託し作成された不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行った一般財団法人日本不動産研究所と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

S-10 高崎太陽光発電所 A (土地追加取得)

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	高崎太陽光発電所A (土地追加取得)	
鑑定評価額 (土地)	366,000,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年1月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (土地)	366,000,000円	取得予定資産のうち、太陽光発電施設の敷地の所有権価格
割引率	6.5%	底地の取引事例に係る取引利回りの実勢等を参考に、不動産に対する投資利回りの将来動向、投資対象としての対象不動産の個別性等を総合的に勘案し、さらに純収益の見通しや売却価格の変動予測についてはキャッシュフローに織込まれていること等を考慮の上で割引率を査定



S-11 高崎太陽光発電所 B (土地追加取得)

不動産鑑定評価書の概要		
項目	内容	概要等
物件名称	高崎太陽光発電所B (土地追加取得)	
鑑定評価額 (土地)	1,140,000,000円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2026年1月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による価格 (土地)	366,000,000円	取得予定資産のうち、太陽光発電施設の敷地の所有権価格
割引率	6.5%	底地の取引事例に係る取引利回りの実勢等を参考に、不動産に対する投資利回りの将来動向、投資対象としての対象不動産の個別性等を総合的に勘案し、さらに純収益の見通しや売却価格の変動予測についてはキャッシュフローに織込まれていること等を考慮の上で割引率を査定



以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://enexinfra.com/>

<添付資料>

参考資料 本投資法人の取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

物件番号	分類	物件名称	所在地	価格 (百万円) (注1)	投資比率 (%) (注2)
S-01	太陽光発電設備等	高萩太陽光発電所	茨城県日立市	4,900	5.5
S-02	太陽光発電設備等	千代田高原太陽光発電所	広島県山県郡北広島町	369	0.4
S-03	太陽光発電設備等	JEN防府太陽光発電所	山口県防府市	459	0.5
S-04	太陽光発電設備等	JEN玖珠太陽光発電所	大分県玖珠郡玖珠町	168	0.2
S-05	太陽光発電設備等	鉾田太陽光発電所	茨城県鉾田市	8,227	9.3
S-06	太陽光発電設備等	長崎琴海太陽光発電所	長崎県長崎市	795	0.9
S-07	太陽光発電設備等	松阪太陽光発電所	三重県松阪市	33,814	38.2
S-08	太陽光発電設備等	新城太陽光発電所	愛知県新城市	332	0.4
S-09	太陽光発電設備等	紋別太陽光発電所	北海道紋別市	5,458	6.2
S-10	太陽光発電設備等	高崎太陽光発電所A	群馬県高崎市	5,517	6.2
S-11	太陽光発電設備等	高崎太陽光発電所B	群馬県高崎市	24,224	27.3
W-01	風力発電設備等	胎内風力発電所	新潟県胎内市	4,367	4.9
合計				88,634	100.0

(注1) 「価格」は、取得済資産（高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所Bを除きます。以下本注記において同じです。）についてはその評価価値をいいます。なお、取得済資産の評価価値は、PwC サステナビリティ合同会社より取得した、2025年11月30日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載の各発電所の評価価値のレンジの中から、本投資法人が規約第41条第1項第1号に従い算出した中間値を用いています。ただし、高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所Bについては、2025年11月31日時点の評価価値に、高崎太陽光発電所A（土地追加取得）及び高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所B（土地追加取得）の取得予定価格を合算した数値を記載しています。

(注2) 「投資比率」は、取得（予定）価格の合計に占める各物件の取得（予定）価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各物件の投資比率の合計が合計欄記載の数値と一致しない場合があります。なお、高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所Bについては、取得予定資産である高崎太陽光発電所A（土地追加取得）及び高崎太陽光発電所A及び高崎太陽光発電所B（土地追加取得）に係る取得予定価格を合算した数値を記載しています。